

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利用の制限
所 管 部 課 係 名		教育総務部生涯学習スポーツ課歴史民俗資料館
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市立歴史民俗資料館条例第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の資料館の利用を制限することができる。 (1) 資料館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) その他資料館の管理上支障があると認められるとき。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定（前例がないため）
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）